

酒々井町農業委員会 3月総会会議録

平成31年3月6日（水）

西庁舎2階第1会議室

午後4時から午後4時55分まで

局長 それでは皆様お揃いの様ですので、会議に先立ちまして、2点ほど連絡事項がありますので、まず斉藤推進委員よりお願いします。

<斉藤推進委員>

局長 続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<綿貫親睦会長>

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 皆さんお忙しい中ご苦労様です。現在、農業を取り巻く問題は数多くあり、主に農業委員の改選が来年に控えていることや休耕田が増えていることです。休耕田については、現在私も根古谷地区で遊休農地対策を行っていますが、皆さんにもできるだけ遊休農地を減らしてもらうよう活動して頂きたいのでよろしくお願いします。それでは、ただいまから平成31年3月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案3件、専決処理報告2件、その他4件ですので、よろしくお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4番木我恭子委員、5番石橋義弘委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号1から3は再設定ですので、一括して事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1～3について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は、横浜市在住者、借受者は、本佐倉在住者です。

設定場所は、本佐倉の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,381㎡、利用計画は田です。賃借料は、15,000円で、10a当たり10,861円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成28年4月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は、上本佐倉在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地で、地目は田、面積は1,835㎡、利用計画は田です。賃借料は、米2俵で、10a当たり米約1俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成29年4月1日から2年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は2年ということです。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は、千葉市に住所を有する法人、借受者は、伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で7,001㎡、利用計画は畑です。賃借料は、56,008円で、10a当たり8,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成30年4月1日から1年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は1年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号1及び2が石井推進委員、整理番号3が斉藤推進委員より補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 特別ありません。

議 長 斉藤推進委員からは何かありますか。

斉藤推進委員 特に問題ありません。

議 長 特にありませんでしたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

- 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号4及び5について、借受者が同一ですので、一括して事務局より説明願います。
- 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号4及び5について、説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。先ず整理番号4についてですが、貸付者は、尾上在住者、借受者は、八街市在住者です。設定場所は、尾上の農地で、地目は畑、面積は5,513㎡、利用計画は畑です。権利の種類は、使用貸借権で、設定期間は、5年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の9ページをご覧ください。整理番号5についてですが、貸付者は、尾上在住者、借受者は、整理番号4と同じく八街市在住者です。設定場所は、尾上の農地で、地目は畑、面積は3,032㎡、利用計画は畑です。権利の種類は、使用貸借権で、設定期間は、5年の新規と

いうことです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は篠原推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

篠原推進委員 貸付者に確認しましたが、全部農業委員会にお願いしたとのことでした。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

篠原推進委員 賃借料について、資料に記載されていませんが無料ですか。

飯田農業委員 耕作して出来た物を少しもらえれば良いとのことでした。

議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号6について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号6について、説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。貸付者は、中川在

住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、中川及び酒々井の農地で、地目は田、面積は合計で1,513㎡、利用計画は田です。賃借料は、米90kgで、10a当たり米約1俵、設定期間は、3年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、12ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は石井推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 特別ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 借受者は印旛沼だけでどのくらいの面積を耕作していますか

石井推進委員 印旛沼では3反歩程です。全体では4町歩以上耕作しています。

議 長 他にありませんか。他にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号7について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号7について、説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。貸付者は、富里市在住者、借受者は、墨在住者です。設定場所は、墨の農地4筆で、地目は田、面積は合計で2,751㎡、利用計画は田です。賃借料は、米150kgで、10a当たり米約54kg、設定期間は、10年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、14ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は高崎推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 貸付者からなるべく長期間耕作してくれる方がいればお願いしたいという依頼がありましたので、〇〇さんに何年位耕作出来るか聞いたところ、10年位なら出来るということなので、今回申請することになりました。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。貸付者は、中央台在住者、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会理事長になります。設定場所は、酒々井の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,477㎡です。利用権の種類は、農地中間管理権です。備考ですが、本案件は、農地中間管理事業を利用した農地の貸借で、農業経営基盤強化促進法を利用して、農地を千葉県園芸協会に一旦預け、借り手を探してもらう手続きで、次の第2号議案で農用地利用配分計画(案)が示されており、意見をいただくことになっております。位置につきましては、16ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、補足説明について、〇の方からさせていただきます。

〇〇〇〇 今貸付者が所有している農地の面積は1反8畝程ですが、以前はその農地を別の方が作っていましたが、お亡くなりになった関係上荒れ地になっていましたので、今回、〇〇〇〇〇〇〇〇が園芸協会を通して設定することになりました。米が出来るまでは賃借料は無く、2, 3年後米が出来始めてから米1俵という話になっております。もう1件申請する予定でしたが、農地所有者と連絡が取れなかったため、今回は申請しておりません。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号8について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号8につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてですが、借受者が〇になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。質疑が終わりましたら退室いたしますが、その間の進行につきましては飯田職務代理にお願いいたしますのでよろしくお願い致します。それでは、事務局より説明願います。

局 長 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農業委員会に対して、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の適否についての意見を求められたものです。町が農業委員会の意見を聴取した上で公告を行った後、農地中間管理機構は同機構作成の農用地利用配分計画案に搭載された借受希望者に千葉県認可を得て貸し付けます。貸付者は、第1号議案で農地中間管理権を得た公益社団法人千葉県園芸協会、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、第1号議案で説明させていただきました酒々井の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,477 m²、利用計画は田です。賃借料は、

3年目以降米1俵で10a当たり米約40kg、設定期間は、10年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、16ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の説明について、○の方からさせていただきます。

○○○○ ○○○○○○○○では○○、○○、○○○○の方々と一緒に7反歩程耕作していますが、○が耕作出来なくなっても若い後継者が揃っています。貸付者が申請地の草刈りをやっていて大変そうだったので、今回引き受けることにしました。

議長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 ○○○で耕作するという説明でしたが、地区全体で借り受けて代表の名前が○○になっているということですか。

○○○○ そうです。やるときは全員でやります。

京増農業委員 事務局は手続き上、○○○が実際の借受者になっていて問題ないのですか。

局長 問題ありません。

議長 他にありませんか。他にないようですので、意見聴取に移りたいと思いますが、○は退室します。

<○○○○退室>

職務代理者 ○○が議事に参与することができないということですので、その間、議事の進行を務めさせていただきます。それでは、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、町に付すべき意見がありましたらお願いします。

<意見なしの場合>

職務代理者 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第2号議案農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の

方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

職務代理者 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用配分計画（案）につきましては、農業委員会として意見なしとして回答することに決定します。

職務代理者 ○○○○には、中に入ってもらって下さい。

<○○○○入室>

○○○○ 飯田委員におかれましては、議事進行を行って頂きありがとうございました。

議 長 次に、第3号議案 平成31年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第3号議案 平成31年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を採用することになり、一部改定が行われましたので改定するものです。平成31年度標準農業労賃額（案）をご覧くださいと思います。作業品目の上から3つ目の「水田耕起」ですが、昨年5,900円から200円上がり6,100円に、その下の「水田代かき」ですが、昨年6,300円から100円上がり6,400円に、その下の「植付（田植機）」ですが、7,300円から100円上がり7,400円に、その下の「刈取脱穀のみ（コンバイン）」が17,300円から100円上がり17,400円に、その3つ下の「畦塗り（トラクター）」ですが、昨年36円から1円上がり、37円となっております。その他につきましては、昨年と変わっておりません。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

（質問、意見等なし）

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 平成31年度標準農業労賃額（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

議長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について、一括して報告をお願いします。

局長 農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について説明させていただきます。資料の19ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、譲受人は、西東京市に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者の共有です。届出地は、上岩橋の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は合計で370㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成31年1月25日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号2について説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。譲受人は、東京都新宿区に住所を有する法人、譲渡人は、習志野市在住者です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は58㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成31年2月8日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議長 次に、その他の(1)地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局より説明をお願いします。

局長 地目変更登記に係る照会に対する回答についての整理番号1及び2について、説明させていただきます。資料の23ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、先月の総会で説明させていただきましたが、地目変更登記に係る照会のあった土地は、飯積の農地10筆で、登記地目は田、面積は合計で4,899㎡、土地所有者は飯積在住者です。転用許可等については、特にありません。現地調査については、平成31年2月4日印

旆農業事務所及び事務局で、2月6日総会時委員さんと事務局で実施したところ、碎石が敷かれ、その上に資材が置かれておりました。会長、地区担当委員と協議し、現況や過去の経緯等から現況地目を「非農地」とし、違反転用のため近く原状回復命令を行うものとして回答したものです。なお、関係者に是正指導を行ったところ指導に応じ、現在是正作業中で碎石が撤去されたところです。位置につきましては、24ページの位置図をご覧ください。続きまして地目変更登記に係る照会に対する回答についての整理番号2について説明させていただきます。資料の25ページをご覧ください。地目変更登記に係る照会のあった土地は、飯積の農地で、登記地目は畑、面積は2,193㎡、土地所有者は飯積在住者です。転用許可等については、過去に農地法第3条で農地として購入した経緯があります。現地調査については、平成31年2月4日事務局で実施しましたが、現地は数年前から碎石が敷かれ、宅地の一部となっています。会長、地区担当委員と協議し、現況や過去の経緯等から、現況地目を「非農地」として回答したものです。位置につきましては、26ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等あり)

議 長 他にありませんか。他にないようですので、次に、その他の(2)農地のあっせん依頼について、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(3)農業委員会だよりについて、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質 疑>

議 長 次に、その他の(4)について事務局より何かありましたらお願いします。

<農業委員会活動記録ノートの提出について>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 5日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、5日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、5日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。